

各務原市スポーツ少年団関係者各位

各務原市スポーツ少年団本部長 三村 武俊

学校開放体育施設の再開に伴う今後のスポーツ少年団活動について (お願い)

平素は、各務原市スポーツ少年団活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年7月3日現在、市内学校開放体育施設（小・中学校体育館、格技場、グラウンド等）の利用について、7月10日（金）からの再開を予定しております。

つきましては、6月末までの特別準備運動期間を経て、7月11日（土）からの各単位団による通常活動の再開に伴う対応として、下記のとおり実施いたします。

皆さまにおかれましては、使用させて頂いている学校と連携を取りながら、スポーツ少年団活動の安心・安全の確保に努めていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

(1) 活動毎の利用者名簿、施設利用チェックシートの提出継続

【活動場所】	【提出先】
小・中学校体育館／格技場 ……………	各施設管理窓口（福祉センター等）
小・中学校グラウンド ……………	スポーツ少年団事務局
総合運動公園などのスポーツ施設 ……	各施設管理窓口
その他（上記以外） ……………	スポーツ少年団事務局

※事務局への提出は FAX 又はメール可（下記問い合わせ先）

(2) 感染防止対策の励行継続

2各ス少第8号「各務原市スポーツ少年団における活動再開方針」3. 感染防止対策の項目を引き続き遵守すること。（裏面参照）

各務原市スポーツ少年団事務局	
担 当	伊藤、小野木
連絡先	TEL:058-383-1231 FAX:058-389-0218
メール	kjsa@city.kakamigahara.gifu.jp

以下、「各務原市スポーツ少年団における活動再開方針」より抜粋

3 感染防止対策

スポーツ少年団活動の再開において、以下の点に留意するとともに、団員の健康・安全の確保のため、指導者・役員・スタッフが一丸となって感染防止対策を励行すること。また、市内スポーツ施設の利用にあたっては、各務原市及び施設管理者が実施する感染防止対策の指示・取組に従うこと。

(1) 活動内容における注意事項

- ア 活動への参加については、保護者（育成母集団）の理解を得たうえ、団員に参加を強制しないよう配慮すること。
- イ 参加者のマスク着用を徹底すること（競技中の競技者は強制しない）。
- ウ 活動前後や休憩時の手洗いを徹底すること。
- エ 団員同士及び指導者と団員が、至近距離での会話や不要な接触、必要以上に大きな声を出すことを避けること（掛け声、円陣、ミーティングなど）。
- オ 参加者同士の間隔を確保すること（できるだけ2 m。最低1 m）。
- カ 相手と近距離で対面するような練習やミニゲームなどを避けること。
- キ 用具の貸し借りや回し飲みなどは、行わないこと。多数の者が触れる用具を使用する場合は、手で目・鼻・口を触らないようにすること。
- ク 活動内における共用物（ボールなど多数の者が触れる物）については、原則として1日1回消毒作業を行うこと。
- ケ 活動終了後は、速やかに帰宅させること。
- コ 万が一、活動中に、咳・くしゃみの頻発その他、感染が疑われる者を確認した場合、速やかに情報を共有し施設管理者の指示に従うこと。

(2) スポーツ施設の利用における注意事項

- ア 活動に参加する前に必ず自宅で検温を行い、体調に問題のないことを確認後、施設内へ入場すること。
- イ 感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任すること。
- ウ 対策実施責任者は、活動開始前に施設利用チェックシート、利用者名簿（体調確認項目含む）を施設管理者へ提出すること。
- エ 各スポーツ施設における利用人数制限を遵守すること。
- オ 観覧席、更衣室、シャワー室等を利用しないこと。
- カ ゴミは必ず利用者にて持ち帰ること。
- キ 施設内において、おやつや軽食の摂取を含む食事を行わないこと（水分補給は除く）。